

# 「空港であそぼ！わくわくフェス」出店者募集要項

## 1 概要

東区自治協議会では、東区民に、新潟空港が、こども連れで遊べる場所であることと、イベント時にスペースを借りることができることを知ってもらうため、新潟空港で「空港であそぼ！わくわくフェス」を開催します。

そこで、このイベントを一緒に盛り上げていただける出店者を募集します。

### (1) イベント実施日

- ・令和8年10月18日（日） 午前10時から午後3時まで

### (2) イベント会場

- ・新潟空港ターミナルビル

## 2 募集内容

### (1) 業種

- ・物販（雑貨、小物、玩具など。風船など滑走路へ飛んでいく恐れがあるものは不可。）
- ・食物販（保健所の許可を受けた施設で製造・包装され、食品表示が適切に行われたもの。出店時調理は不可とし、常温で安全に提供できる食品に限る。）

### (2) 出店場所及び区画数

出店場所	区画数	区画寸法	業種
新潟空港ターミナルビル3階 米まいテラス	8	間口2m×奥行2m	食物販
新潟空港ターミナルビル3階 米まいテラス脇スペース	8	間口1.9m×奥行2m	物販

※上記出店場所毎の業種については、応募状況により、変更になる場合があります。あくまで目安とお考えください。

### (3) 出店料

- ・無料

### (4) 募集期間

- ・6月8日（月）から6月26日（金）まで※必着

### (5) その他

- ・応募多数の場合は、抽選を行います。

### 3 募集条件

#### (1) 営業時間

- ・令和8年10月18日(日) 午前10時から午後3時まで

#### (2) 店舗等の条件

- ・移動撤去可能な簡易なものとする。
- ・アルコール飲料、たばこの販売は禁止。
- ・東区自治協議会が実施するアンケート調査等への協力。
- ・火気、発電機の使用は禁止。
- ・電源(コンセント)の使用は禁止。

#### (3) 原状回復義務

- ・出店区画から退去する際には、原状回復の上返還すること。

#### (4) イベントの中止・変更について

- ・荒天・猛暑・地震等の自然災害や感染症の流行、その他社会的事情等により、やむを得ず中止または内容を変更する場合があります。

#### (5) 補償について

- ・イベント及び出店の中止・変更、出店区画の変更等により生じた売上の減少、販売機会の損失、仕入れや出店準備に要した費用等について、その理由のいかんを問わず、一切の補償・補填を行いませんので、あらかじめご了承ください。

#### (6) 出店ブース周りの清掃

- ・出店ブースより発生したゴミについては、ゴミ箱等設置するなど出店ブース毎に必ず持ち帰ること。

#### (7) 環境への配慮と公共空間の適正管理

- ・騒音対策、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮し、公共空間として適正な管理に努めること。

#### (8) 苦情への対応

- ・苦情には適切かつ真摯に対応するとともに、対応記録(任意様式)を作成し、使用期間終了後、東区自治協議会へ提出すること。

#### (9) 法令等の順守・手続き・適用

- ・運営、維持管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な運営を行うこと。

#### (10) 第三者に対する事故等の対応

- ・ 自己の営業に起因し又はこれに関連して生じた第三者から苦情及び第三者との間に事故等が生じた場合で、営業に支障をきたす恐れがあるときは、速やかに東区自治協議会に報告するとともに、責任を持って解決すること。
- ・ 出店者はその責任において必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補填に備えること。

#### **4 出店者の経費負担**

出店者は、以下に掲げる経費を負担すること。

##### **(1) 営業準備に関する費用・運営費・維持管理費**

- ・ 営業に必要な各種申請は出店者が行うこと。
- ・ 店舗の設置・運営及びそれに係る備品等は出店者が準備すること。

##### **(2) 原状回復費用**

- ・ 出店者の原因で、施設等を損傷させた場合は、出店者の責任で原状回復すること。また、使用期間終了後、出店者が起因する損傷等が確認された場合も同様とする。

##### **(3) 前項の(6)及び(7)に掲げる清掃・環境対策に関する費用**

- ・ 清掃等に係る備品や消耗品、環境対策に係る設備等については出店者が準備すること。

#### **5 出店日当日の流れ**

##### **(1) 出店者用駐車場について**

- ・ 出店者用駐車場については設置を予定しておりますが、現時点では未確定です。駐車場をご用意できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。なお、利用可否・台数・条件等の詳細は、出店決定者に対し確定次第ご案内いたします。

##### **(2) 物品搬入及び搬出の流れ**

- ・ 物品搬入、ブース設営、ブース撤去、物品搬出は、全て当日となります。
- ・ 搬入及び搬出時間については、東区自治協議会の指示に従ってください。
- ・ 搬入及び搬出に使用する自動車は、原則、軽自動車～普通自動車に限ります。

##### **(3) その他**

- ・ 記録等のため、写真撮影を実施します。

- ・当日は、必ず東区自治協議会の指示に従い、現場担当者を1名以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。警察、消防、保健所等関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- ・禁止事項や募集要項に反する行為をはじめ東区自治協議会の指示に従わない場合は、即時出店取り消しとし、いかなる損害も補償いたしません。

## 6 応募方法

### (1) 応募資格

- ・応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、信用を有するものとする。
- ・応募者は、新潟市内に在住している方または、新潟市内に主たる事業所等を有するものに限る。
- ・次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとする。
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に定める暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
    - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者  
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう
    - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者
    - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
  - ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされている場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
  - ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする者

- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 社会通念上不適當あるいは違法なものを販売する者

(2) 応募書類

- ・ 出店申込書（様式1号）
- ・ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び名簿(役員等一覧表を含む)(様式2号)
- ・ 納税証明書(新潟市制度用)

(3) 申込方法

- ・ 東区自治協議会事務局の東区地域課企画・地域振興グループ（43番窓口）に応募書類一式を持参または郵送。
- ・ 上記以外の方法での申込は不可。
- ・ 窓口の受付時間は、祝休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで。

(4) 応募書類の取扱い

- ・ この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しない。また、提出された応募書類は一切返却しない。

## 7 出店・区画に関する留意事項

(1) 応募多数の場合

- ・ 応募多数の場合は、抽選により出店者を決定します。

(2) 区画の決定

- ・ 出店区画は、出店者決定後、販売内容等を考慮し、東区自治協議会が決定します。

(3) 結果連絡

- ・ 出店可否については、出店申込書に記載のメールアドレス宛に8月上旬頃を目途にご連絡する予定ですが、状況により前後する場合があります。
- ・ 出店可否及び出店区画の決定理由に関する個別のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 出店決定後の提出書類

- ・ 出店決定後に、営業許可等の書類をご提出いただきます。

(5) その他

- ・販売は、出店区画内のみで行ってください。指定された出店区画をはみ出ることがないようにご注意ください。
- ・許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与、交換することは禁止します。
- ・出店区画決めの結果により、隣同士で販売品目の類似や重複が発生する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・出店にかかる盗難・紛失・事故については、東区自治協議会は一切責任を負いませんので、出店者の責任において管理してください。
- ・出店内容は申込時の内容に基づき決定します。申込内容と著しく異なる出店が確認された場合や、事前の承認なく内容を変更した場合は、出店決定後または当日であっても出店を中止していただく場合があります。
- ・出店区画に不具合が生じるなど東区自治協議会の都合により、区画を移動していただく場合があります。

## 8 問い合わせ先

東区自治協議会事務局

新潟市東区地域課企画・地域振興グループ 担当：古川

住所：〒950-8709 新潟市東区下木戸1丁目4番1号

電話：025-250-2110